

協議第 6 号

商工会の事業に関すること

商工会の事業にに関して、下記のとおり承認を求める。

平成18年8月23日提出

大和町・三橋町商工会合併協議会

会 長 小宮琢士

協議項目番号	6	協議項目名	商工会の事業に関すること
協 議 内 容			
合併後の商工会は、次に掲げる事業を行う。			
(1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。			
(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること			
(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。			
(4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること			
(5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。			
(6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。			
(7) 商工会としての意見を公表とし、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。			
(8) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。			
(9) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。			
(10) 福岡県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。			
(11) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。			
(12) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。			
(13) 輸出品の原産地証明を行うこと。			
(14) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理すること。			
(15) 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。			
(16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。			